

〔論文〕

## 韓国の多文化家族に対する支援政策と実践の現況<sup>1)</sup>

金愛慶・馬兪貞・李善姫・  
近藤敦・賽漢卓娜・佐竹眞明・  
メアリーアンジェリン ダアノイ・津田友理香

名古屋学院大学/立命館大学大学院博士課程修了/東北大学/  
名城大学/長崎大学/名古屋学院大学/  
名古屋学院大学/四谷ゆいクリニック

### 要 旨

国際結婚の増加に伴い、韓国では「多文化家族」に対する支援政策が積極的に推進されている。韓国のこうした取り組みは、日本の多文化家族支援においても有意義な示唆を与えると期待される。本研究では、韓国の多文化家族支援政策について概観すると共に、ソウルと光州地域で実施された多文化家族支援機関に対するインタビュー調査の報告を通して、韓国における多文化家族に対する支援政策とその実践の現況について考察した。

キーワード：多文化家族，支援政策，韓国，多文化共生

## The Current State of Policy and Practice toward Multicultural Families in South Korea

Aekyoung KIM, Youjung MA, Sunhee LEE,  
Atsushi KONDO, Sahihanjuna, Masaaki SATAKE,  
Mary Angeline DA-ANOY, Yurika TSUDA

Nagoya Gakuin University / Post Graduate Student of Ritsumeikan University / Tohoku University /  
Meijo University / Nagasaki University / Nagoya Gakuin University /  
Nagoya Gakuin University / Yotsuya Yui Clinic

---

1) 本調査は、JSPS 科研費 26285123 の助成を受けたものである。

## Abstract

Affirmative support policy toward “multicultural families” has been promoted positively in South Korea with the increasing number of international marriage. It is expected that this proactive trend in South Korea may significantly encourage the practice of providing support for multicultural families in Japan. This preliminary study delves into the current support policies and practices for multicultural families in South Korea through a thorough investigation of these policies as applied by state-funded institutions. Included in the study are data generated from key informant interviews conducted in Seoul and Gwangju area which also reveal pragmatic implementation by support organizations for multicultural families.

## I. はじめに

第二次世界大戦後、欧米諸国が移住者に関連する社会的論議を絶えず進めてきていたことに比べ、韓国は旧ソ連・米国間の冷戦体制の下に韓（朝鮮）半島の南北分断という政治的な特殊性から、国際移住のネットワークの外に置かれていた。しかし、韓国の経済成長と共に冷戦体制の崩壊や経済のグローバル化の波を受け、韓国社会も国際移住というイシューは避けては通れない課題となった。ところが、国際移住において韓国は、北米や欧州諸国とはかなり異なる特殊な状況と様子を示す。

韓国における移住者の割合は人口の2%程度で、日本とあまり変わらない水準である。しかし、国際結婚による移住者（以下、結婚移民者）の増加スピードは非常に速く、韓国の家父長的な家庭文化と結婚移住女性固有の文化の衝突による離婚や家庭内暴力といった問題が社会的なイシューとなった。このような社会的情勢を受けて韓国政府は、2008年に「多文化家族支援法」<sup>2)</sup>を制定し、結婚移民者とその家族で構成

される「多文化家族」<sup>3)</sup>を対象とする支援政策を推進するに至る。また、多文化家族に対する政府の体系的な支援を可能にするために「多文化家族基本計画」を立て、2012年からは「第2次多文化家族基本計画」が施行されている。

同じ東アジア圏の韓国の多文化家族に関する支援政策と実践は、日本の国際結婚家庭の支援においても有意義な示唆を与えると期待される。そこで本研究では、韓国の多文化家族に対する支援政策とその実践について概観する。そして、韓国の首都圏と全羅南道光州地域における行政機関およびさまざまな関連支援団体のインタビュー調査を通して多文化家族支援政策がどのように実践されているかについて報告する。以下の本文は、II. 韓国における国際結婚の現況と多文化家族支援政策の概要、III. 韓国でのインタビュー調査報告で構成される。

2) 2008年法の詳細については、'金愛慶 (2011) 「韓国の多文化主義—外国人政策とその実態 (pp. 270-271)」 佐竹真明編『在日外国人と多文化共生』, 明石書店' を参照されたい。

3) 多文化家族支援法2条により、「多文化家族」とは、次のいずれに該当する家族をさす（改定2011.4.4）；1）在韓外国人処遇法2条3号の結婚移民者と国籍法2条から4条までの規定に従って韓国国籍を取得した者で成る家族、2）国籍法3条および4条の規定に従って韓国国籍を取得した者と同法2条から4条までの規定に従って韓国国籍を取得した者で成る家族（国籍法の2条は出生、3条は認知、4条は帰化による韓国国籍取得について規定している）。

## II. 韓国における国際結婚の現況と多文化家族支援政策の概要

### 2.1 韓国の国際結婚ならび多文化家族の現況

韓国の国際結婚の始まりは、1980年代から農村地域における未婚男性の配偶者探しが深刻な社会問題<sup>4)</sup>となったことに端を発する。この問題に対する対策の一つとして1990年代初期に中国延辺地域の朝鮮族女性との集団お見合いが農村地域の自治体の斡旋によって行われるようになり、韓国における国際結婚が本格化するきっかけとなった。さらに2000年代に入ると、農村部のみならず、都心部の独身男性も国際結婚斡旋仲介業者<sup>5)</sup>による国際結婚の道を選ぶようになり、ベトナム・フィリピン・カンボジアなどの東南アジアの女性との国際結婚が急増した(한건수・설동훈, 2006)。

韓国行政自治部の「外国人住民現況報告(2015年1月, 現在)」によると、長期滞在の外国人の137万6,162名のうちに国際結婚による移住者は14万7,382名と10.7%を占める。この数は、単純労働資格で滞在中の外国人労働者60万8,116名に比べてかなり少ないが、単純労働の場合は政府の政策によって流動的に変動す

るが、結婚移民者は持続的に増加している。

韓国の国際結婚と国際離婚の状況は次の通りである。韓国行政自治部の「結婚・離婚統計報告書(2015年1月, 現在)」によると、国際結婚件数は、2005年の13.5%をピークに徐々に減少傾向にあるが、依然高い水準を維持しながら推移している(表1)。一方で、国際離婚件数も2004を境に急増しており、2011年には韓国全体の離婚件数の10.1%を占めるまで増加しその後も高い水準で推移している(表2)。

そして、国際結婚の増加に伴い、多文化家庭の児童も年々増加している。韓国行政自治部の「外国人住民現況報告(2015年1月, 現在)」によると、「外国につながる児童」<sup>6)</sup>は20万人を超えている(表3)。また、その父母の出身国別による集計では、朝鮮族を含む「中国につながる児童」が最も多く、その次がベトナム、フィリピン、日本の順である(表4)。

### 2.2 韓国の多文化家族支援政策と支援事業の概要

韓国で推進している多文化政策の主な対象が、国際結婚家庭の家族であることは周知のことであろう。国際結婚による移住者とその子女が直面した問題に対する韓国政府の支援の始まりは、2000年代半ばの女性家族部、文化体育観光部<sup>7)</sup>、教育部<sup>8)</sup>などが性暴力・性売買被害の外国人女性に対する支援事業や結婚移住女性を対象とした韓国語教育・社会適応支援事業などを推進していたことに遡る。しかし、このよう

4) 한겨레신문(ハンギョレ新聞)の、1988年8月7日版(p. 6)では、1982年から1988年の間に少なくとも30人の男性が結婚難を苦に自殺したと伝えた。

5) 2015年6月現在、ソウル61ヶ所を含む 全国計433ヶ所が登録されている。

(出所：女性家族部多文化家族支援課「国際結婚仲介業現況」[http://www.mogef.go.kr/korea/view/policyGuide/policyGuide06\\_09\\_01.jsp?func=view&currentPage=0&key\\_type=&key=&search\\_start\\_date=&search\\_end\\_date=&class\\_id=0&idx=696861/](http://www.mogef.go.kr/korea/view/policyGuide/policyGuide06_09_01.jsp?func=view&currentPage=0&key_type=&key=&search_start_date=&search_end_date=&class_id=0&idx=696861/), 2015年10月9日アクセス。)

6) 国際結婚家庭と両親共に外国籍の家庭の子女のほかに、再婚による中途入国児童も含めた集計である。

7) 当時は「文化観光部」という名称であった。

8) 当時は「教育人的資源部」という名称であった。日本の文部科学省に相当する。

表1 韓国における結婚及び国際結婚件数の推移 (1992~2014, 単位: 件)

年度	総結婚件数	国際結婚件数	国際結婚率	韓国(夫) +外国(妻)	韓国(妻) +外国(夫)
1993	402,593	6,545	1.6%	3,109	3,436
1994	393,121	6,616	1.7%	3,072	3,544
1995	398,484	13,493	3.4%	10,365	3,128
1996	434,911	15,947	3.7%	12,647	3,300
1997	388,960	12,473	3.2%	9,276	3,197
1998	373,500	11,592	3.1%	7,744	3,848
1999	360,407	9,823	2.7%	5,370	4,453
2000	332,090	11,605	3.5%	6,945	4,660
2001	318,407	14,523	4.6%	9,684	4,839
2002	304,877	15,202	5.0%	10,698	4,504
2003	302,503	24,775	8.2%	18,750	6,025
2004	308,598	34,640	11.2%	25,105	9,535
2005	314,304	42,356	13.5%	30,719	11,637
2006	330,634	38,759	11.7%	29,665	9,094
2007	343,559	37,560	10.9%	28,580	8,980
2008	327,715	36,204	11.0%	28,163	8,041
2009	309,759	33,300	10.8%	25,142	8,158
2010	326,104	34,235	10.5%	26,274	7,961
2011	329,087	29,762	9.0%	22,265	7,497
2012	327,073	28,325	8.7%	20,637	7,688
2013	322,807	25,963	8.0%	18,307	7,656
2014	305,507	23,316	7.6%	16,152	7,164

(出所: 行政自治部, 「2014年婚姻・離婚統計報告書」)

表2 韓国における離婚及び国際離婚件数の推移 (1995~2014, 単位: 件)

年度	総結婚件数	国際結婚件数	国際結婚率	韓国(夫) +外国(妻)	韓国(妻) +外国(夫)
1995	68,279	1,700	2.5%	154	1,546
1996	79,895	1,649	2.1%	140	1,509
1997	91,160	1,519	1.7%	179	1,340
1998	116,294	1,356	1.2%	141	1,215
1999	117,449	1,402	1.2%	198	1,204
2000	119,455	1,498	1.3%	247	1,251
2001	134,608	1,694	1.3%	387	1,307
2002	144,910	1,744	1.2%	380	1,364
2003	166,617	2,012	1.2%	547	1,465
2004	138,932	3,300	2.4%	1,567	1,733
2005	128,035	4,171	3.3%	2,382	1,789
2006	124,524	6,136	4.9%	3,933	2,203
2007	124,072	8,294	6.7%	5,609	2,685
2008	116,535	10,980	9.4%	7,901	3,079
2009	123,999	11,473	9.3%	8,246	3,227
2010	116,858	11,088	9.5%	7,852	3,236
2011	114,284	11,495	10.1%	8,349	3,146
2012	114,316	10,887	9.5%	7,878	3,009
2013	115,292	10,480	9.1%	7,588	2,892
2014	115,510	9,754	8.4%	6,998	2,756

(出所: 行政自治部, 「2014年婚姻・離婚統計報告書」)

表3 全国移住民の子女の統計 (2015年1月1日現在, 単位:人)

全体			外国籍夫婦家庭			外国籍—韓国籍夫婦家庭			韓国籍夫婦家庭		
計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性
207,693	106,077	101,616	14,184	7,135	7,049	183,732	93,801	89,931	9,777	5,141	4,636

(出所: 行政自治部, 「外国人住民現況調査報告書」)

な初期の支援事業においては政府の公式的な政策目標や方向性が示されず, 政策推進制度も確立されないまま各部署による小規模の個別的な事業が進められていた。

ところが, 2000年代半ばからは国際結婚家庭の急増によるさまざまな問題に対してより体系的な政策の必要性が指摘されるようになる(김이선・김민정・한건수, 2006; 설동훈, 2006)。国際結婚をめぐるこのような社会的情勢の中で2006年4月26日の第74回国政課題会議において各部署を超えた政策計画として「女性結婚移民者家族および混血人・移住者の社会統合支援方案」が検討され, 「結婚移民者家族支援センター」(現, 多文化家族支援センター)を全国21ヶ所に設置し, 公的支援に乗り出した。

そして, 2008年3月21日に「多文化家族支援法」を制定することによって法的・制度的基盤が整われ, 2015年1月現在韓国の総235ある自治体のうち, 217ヶ所に「多文化家族支援センター」が設置され, さまざまな支援事業を実施している。多文化家族支援法は, 幾度かの改定によって「多文化家族」の規定範囲や支援内容が拡大されている。具体的な例として, 2008年法では, 支援対象である多文化家族を出生時からの韓国籍者(国籍法2条)と結婚移民者(在韓外国人処遇法2条3号)からなる家庭に限定していた。しかし, 2011年4月4日の改定により, 出生時からの韓国籍者を中心とする多文化家庭という規定を捨て, 認知あるいは帰化による韓国籍者による家庭も含むように

表4 全国移住民の出身国家別にみた子女の現況 (2015年1月1日現在, 単位:人)

父母の出身国	人数	
中国(朝鮮族)	39,160	81,951
中国	42,791	
ベトナム	57,856	
フィリピン	20,584	
日本	17,195	
カンボジア	7,343	
モンゴル	2,911	
タイ	2,810	
台湾	1,985	
アメリカ	1,888	
ロシア	1,304	
インドネシア	760	
ミャンマ	152	
マレーシア	136	
その他の国	10,818	
合計	207,693	

(出所: 行政自治部, 「外国人住民現況調査報告書」)

なった。

さらに, 2009年には多文化家族支援法の第3条に依拠して「多文化家族政策委員会」<sup>9)</sup>が設置されるようになり, 多文化家族支援に関する基本計画およびその施行計画が策定・推進されるようになる。多文化家族政策委員会は, その規定(第2条, 機能)により, 基本計画と施行計画の策定および評価のほかに, 「多文化家族関連の各種調査研究および政策の分析と評価, 関係部署間の各種多文化家族支援事業の調整と

9) 多文化家族政策委員会規定により抜粋。http://law.go.kr/lisInfoP.do? lsiSeq=106378#0000/, 2015年11月2日アクセス。

協力、多文化家族政策と関連する国家間の協力、その他の多文化家族の社会統合に関連する重要事項などを審議・調整する」機能を担う。2010年からは「第1次多文化家族政策基本計画(2010-2012)」が、2013年からは「第2次多文化家族政策基本計画(2013-2017)」が発表され、この基本計画に基づいて多文化家族支援事業が実施されている。

第1次多文化家族政策基本計画(2010-2012)では、「多文化家族の生活の質の向上および安定した定着支援」、「多文化家族の子女に対する支援強化およびグローバル人材の育成」を目標に掲げた。そして、①多文化家族支援政策推進の体系整備、②国際結婚仲介管理および結婚の真偽に関する入国前検証システム強化、③結婚移民者の定着支援および自立力量強化、④多文化家族子女の健康な成長環境助成、⑤多文化に対する社会的理解の再考という5つの領域における具体的な政策課題を示した。それから、11の中央行政機関および地方自治体がその政策課題に基づく支援事業を推進し、結婚移民者の韓国社会と文化への適応と統合を支援することが、その中心的な事業であった(국무총리실・관계부처 합동, 2010)。

多文化家族政策基本計画やその施行計画は、多文化家族に関するさまざまな統計ならび実態調査結果に基づいている。女性家族部が実施した「2009年全国多文化家族実態調査」(김승권 외, 2010)によると、韓国人配偶者の年齢に40代が46.1%と最も多かった。また、統計庁(2011)の「2010年結婚・離婚統計報告書」によると、夫婦の平均年齢差は、「韓国人夫—外国人妻」では12.1歳で、「韓国籍同志」での2.2歳と「韓国人妻—外国人夫」での3.4歳に比べてその差が大きい。このような結果から、2020年以降は、韓国人配偶者が退職や老

後準備などの経済的問題に直面する傍らで、家計における結婚移住女性の役割が相対的に大きくなることが予想された。そして、3年後に再び実施された2012年の実態調査(전 기택 외, 2013)では、結婚移民者の58.5%が既に就業中であり、単純労働職の非定期雇用の割合が高いと報告された。

さらに同調査(전 기택 외, 2013)の多文化家族に対する差別に関する結果では、結婚移民者の41.3%(女性の41.1%,男性42.2%)が職場・街中・商店などで差別を受けた経験があると報告した。韓国人を対象としたミンムスク라(민무숙 외, 2010)の研究報告においても、移住者の集住地域に近づきたくない(男性41.2%,女性49.0%),地下鉄・バスで隣の席を避ける(男性26.2%,女性36.4%)という回答が得られ、移住者に対する国民意識の改善が求められた。

第1次の基本計画に対する学界や人権団体のさまざまな批判、そして政府関係部署による外国人ならび多文化家族に関するさまざまな統計結果と実態調査結果を踏まえて女性家族部と関係部署(2012)が合同し、「第2次多文化家族政策基本計画(2013-2017)」が発表されるようになる。第2次基本計画は、①国際結婚の比率が安定的に維持され、多文化家族が持続的に増加していること、②結婚移民者の継続した社会進出の拡大、③結婚移民者の子女世代の成長による支援ニーズの発達の变化、④多文化家庭内の葛藤による離婚など家族解体の可能性の増大、⑤多文化家族に対する韓国社会の否定的態度の拡散の憂慮があることなどの問題意識に基づいてその政策課題が示されている。

この基本計画では、「社会発展の動力としての多文化家族の力量強化」、「多様性が尊重される多文化社会の実現」を目標に掲げ、「①多様な文化が共存する多文化家族の実現(7課題)、

②多文化家族子女の成長と発達支援(15課題)、③安定した家族生活基盤の構築(16課題)、④結婚移民者の社会経済的進出の拡大(16課題)、⑤多文化家族に対する社会的受容性の再考(21課題)、⑥政策推進体系の整備(11課題)の計6領域の86の具体的な政策課題を示した。そして、各部署間の重複政策や事業を見直す方針の下で、その推進機関としては女性家族部を含む13の中央行政機関、裁判所および地方自治団体に対して86の政策課題に対する担当所管について規定している(여성가족부・관계부처 합동, 2012)。

### Ⅲ. 韓国でのインタビュー調査報告

前述した韓国の多文化家族政策がどのように実践されているかを調べるために、ソウル特別市と光州広域市の二つの地域で行政機関と関連支援団体を対象にインタビュー調査を行った。

#### 3.1 調査方法

ソウル特別市(以下、ソウル)と光州広域市(以下、光州)の位置は、図1を参照されたい<sup>10)</sup>。

ソウルは京畿道に位置し、2015年1月現在、7万415人(結婚移民者4万6,458人、その子女2万3,957人)の多文化家族が居住している。そして、京畿道に続いて全国で多文化家族が最



図1 韓国の行政区域図

(出所：韓国国土交通部，国土地理情報院より引用 [http://www.land.go.kr/reference/downloadInfoFile.do?requestedFile=nationMap\\_koreanCrossSection0705.pdf](http://www.land.go.kr/reference/downloadInfoFile.do?requestedFile=nationMap_koreanCrossSection0705.pdf), 2016年12月22日アクセス。)

も多い地域である。

光州は1万27人(結婚移民者5,212人、その子女4,815人)の多文化家族が居住しており、他の広域市に比べて多文化家族の数は相対的に少ない。ところが、光州は全羅南道に位置し、従来から1次産業の比率が高く、工場などの2次産業の従事者も多い地域である。こうした背景から他の広域市に比べて古くから国際結婚の比率が高く、小・中・高校における多文化児童の比率も相対的に高い地域である。

韓国の多文化家族支援の実践をより多面的に把握するために、異なる地域特色を持つソウルと光州で調査を行った。

調査は、2015年9月7日から17日にかけて調査者8名が2グループに分かれ、各地域における多文化家族支援の担当行政機関と支援機関を訪問し、インタビューを実施した。インタ

10) 韓国の自治団体は、広域自治団体と基礎自治団体に大きく分けられる。広域自治団体としては、ソウル特別市、広域市(6つ)、道(8つ、日本の県に相当)、特別自治道(済州島)と特別自治市(世宗市)が含まれる。そして、基礎自治団体には、市・郡・区があり、さらにその下部に邑、面、洞がある。人口100万を越える大都市を広域市としている。特別市・広域市は、道と同格の地位を有する。

ビューは、韓国語に通訳する形で行われた。

ソウルでの調査機関は、女性家族部の「多文化家族政策課」と「多文化家族支援課」のほか、「永登浦区多文化家族支援センター」、「韓国移住女性人権センター」、「ソウル移住女性足場」である。

光州での調査機関は、「光山区福祉文化局」、「光山区多文化家族支援センター」、「北区多文化家族支援センター」、「光州移住女性支援センター」である。

以下、地域別の調査報告を掲載する。

(以上 文責 金愛慶)

## 3.2 ソウル地域における報告

### 3.2.1 女性家族部 多文化家族政策課

応対者：ノ ヒョンソ (行政事務官)

訪問者：金, 李, 近藤, 賽漢卓娜, 津田

日時：2015年9月8日, 午後2時～3時半

#### 1. 国際結婚に関する統計

2007年以降の韓国における結婚移民者<sup>11)</sup>および認知<sup>12)</sup>・帰化者<sup>13)</sup>の出身国別の人数は、以

11) 在韓外国人処遇基本法2条3号により、「結婚移民者」とは、韓国の国民と結婚したことがある人、または結婚している人をさす。

12) 国籍法3条により、「認知による国籍取得」とは、韓国の国民である父または母により認知されることにより、国籍を取得する手続である。

13) 国籍法4条により、「帰化による国籍取得」の手続が定められている。同5条の一般帰化の場合、5年の継続居住要件、成年の年齢要件、素行要件、生計維持要件、言語・統合要件が課されている。統合要件は、「韓国の風習に対する理解等、国民としての素養」と定められている(また、同6条の簡易帰化は、1) 父または母が国民であった者、2世代にわたって韓国で生まれた者、成年の養子の場合3年の継続居住で、2) 国民の配偶者の場合は2年の継

下の表5の通りである。中国(朝鮮族)、その他の中国、ベトナム、フィリピン、日本の順に多い状況は、2007年以来、2015年まで同じである。カンボジアは、2009年までは、その他に含まれていたが、2010年からは独自の人数を示すほど増大した。

2011年の多文化家族支援法の改正2条1項(4月4日改正、10月5日施行)により、2012年からは生来の韓国人との国際結婚家族以外に、認知や帰化による国籍取得者とその家族も多文化家族に含まれるようになった。しかし、依然として外国人同士の夫婦は多文化家族の対象外であるという問題がある(藤原, 2012)。なお、同法2条2項により、「結婚移民者等」とは、結婚移民者、または帰化者をさす。

結婚移民者等が30万人超、その配偶者(の韓国人)が30万人超、そしてその子どもが20万人超で、およそ82万人が多文化家族と推計されている。表6は、結婚移民者等の男女別、国籍未取得者、認知、帰化者の人数である。表7は、結婚移民者・帰化者の子どもの年齢ごとの人数を示している。

#### 2. 多文化家族支援政策の変化とその社会的背景

多文化家族支援法3条の2により、女性家族部長官は、多文化家族支援のために5年ごとに

統居住、3年以上婚姻関係にある国民の配偶者の場合は2年の継続居住、3) 死別・非有責離別の場合は上記1) 2) の残余期間、4) 国民の配偶者との間の未成年の子を養育する場合は上記1) 2) の期間を居住要件とする)。なお、2010年に改正された国籍法10条2項1号により、国民の配偶者の簡易帰化の場合は、従来国籍を放棄する複数国籍防止要件が課されなくなった。



表5 出身国別の結婚移民者・認知・帰化者の推移（各年1月1日基準，単位：人）

国籍	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
全体	142,015	168,224	199,398	221,548	252,764	267,727	281,295	295,842	305,446
中国（朝鮮族）	59,902	70,901	77,853	87,565	88,922	97,796	100,524	103,194	98,037
中国	33,577	39,434	53,864	60,183	69,671	65,832	67,944	71,661	81,010
ベトナム	16,305	21,306	31,080	34,913	42,159	47,754	52,323	56,332	58,761
フィリピン	7,146	8,033	10,150	10,868	12,428	13,829	15,256	16,473	17,353
日本	6,742	6,653	5,742	5,594	11,070	11,705	12,338	12,875	13,239
カンボジア	—	—	—	3,354	4,422	5,316	5,684	6,184	6,468
モンゴル	1,605	2,121	2,591	2,665	2,959	3,068	3,186	3,257	3,305
タイ	1,566	1,896	2,291	2,350	2,914	2,918	2,975	3,088	3,208
アメリカ	1,436	1,750	1,911	1,890	2,598	2,747	3,081	3,350	3,473
ロシア	997	1,854	1,162	1,279	1,827	1,943	2,025	1,976	1,898
台湾	5,696	4,336	1,211	1,856	1,836	2,390	2,661	2,953	3,170
その他	7,043	9,940	11,543	9,031	11,958	12,429	13,298	14,499	15,524

出所：安全行政部「外国人住民現況調査」（2015年7月）  
注）カンボジアは，2009年までその他に分類されていた。

表6 結婚移民者・認知・帰化者の現況（2015年1月1日現在，単位：人）

結婚移民者・ 認知・帰化者			結婚移民者						その他の理由による 国籍取得者		
			国籍未取得者			婚姻帰化者					
全体	男性	女性	全体	男性	女性	全体	男性	女性	全体	男性	女性
305,446	51,655	253,791	147,382	22,309	125,073	92,316	4,563	87,753	65,748	24,783	40,965

出所：安全行政部「外国人住民現況調査」（2015年7月）

多文化家族支援政策に関する基本計画を策定しなければならない。第1次の基本計画（2008-2012）とは違い，第2次の基本計画（2013-2018）では，子どもたちが青少年期に入国する場合もあり，青少年対策が必要となった。初期の定着促進事業だけでなく，定住化を踏まえた社会参画のための事業の必要が増えた。離婚が多くなり，経済的自立のための経済的サポートが必要となった。また，改正多文化家族支援法では，支援対象として，帰化者の家族も含め，多文化家族支援センターの業務に，韓国語教育，通訳・翻訳サービス，就労支援も加わった。

### 3. 多文化家族を中心とした政策の理由

韓国は，積極的に移民を受け入れる国ではなく，限定的に，結婚移民者に限って受け入れることになったので，多文化家族を中心とした政策を行うようになった。結婚移民者の定着の過程で，事件や事故が相次ぐ中で，いろいろ問題を検討する必要が生じた。自由な出会いではなく，仲介業者の介在する結婚が多く，離婚も多い。

初期の政策では，結婚移民者をいかに定着させるかということが問題だったので，韓国語や韓国文化を教えることに焦点を置いた。同化主義的であるという批判を外から受けることがあった。しかし，私たちが目指していたのは，アメリカのメルティングポットではなく，カナ

表7 結婚移民者・帰化者（多文化家族）の子どもの現況（2015年1月1日現在，単位：人）

男女別の現況			年齢別の現況				
合計	男性	女性	合計	6歳以下	7～12歳	13～15歳	16～18歳
207,693	106,077	101,616	207,693	117,877	56,108	18,827	14,881
100%	51.10%	48.90%	100%	56.7%	27.0%	9.1%	7.2%

出典：安全行政部「外国人住民現況調査（2015年7月）」

ダのような多様な社会をつくることであった。2015年からは、バイリンガル環境助成事業をはじめ、全国の217の多文化家族支援センターで、母と子の遊びを通じて母語を継承することにも取り組み始めている。

（文責 近藤敦）

### 3.2.2 女性家族部 多文化家族支援課

応対者：ジョン ジンヒョン（行政事務官）

訪問者：金，李，近藤，賽漢卓娜，津田

日時：2015年9月8日，午前10時～11時半

#### 1. 韓国女性家族部および多文化家族支援課の概況

韓国女性家族部（Ministry of Gender Equality and Family）は、女性に関する政策の企画および女性の權益増進などの地位向上，家族と多文化家族の政策の樹立・調整・支援，健康家庭事業のための児童業務および女性・児童・青少年に対する暴力被害予防および保護に関する事務を遂行する大韓民国の国家行政機関である。

設立までの簡単な経緯は以下の通りである。1998年2月28日に大統領直属女性特別委員会を制定し，社会のすべての領域における男女差別を禁止し，被害者の權益を救済する制度を設けた。そして，人材開発および情報化事業を強化したり，家族・青少年業務の所管事務を移管したりしながら2010年3月19日に現在の女性

家族部に改編された<sup>14)</sup>。

多文化家族支援課（以下では支援課）は女性家族の下部組織の1つである。支援課は現在，課長1人，事務官3人，主務官3人計7人体制である。多文化家族政策課と多文化家族支援課における役割の違いとして，多文化家族政策課は，「多文化家族支援法」という法的根拠に基づいて基本計画を考案することと司法支援を行うことである。それに対し，支援課は多文化家族支援センターを通してインフラ構築することに重点を置く。そのほか，多文化家族支援課は情報を発信するホームページ（以下，HP）の運営や，コールセンターの運営，結婚を仲介する業者を取り締まる法律の所管部署でもある。結婚仲介業者を直接管理するのは各自治体であるが，管轄するのは支援課である。以下では，調査で得た支援課の近年の業務を通して，韓国の多文化家族に関する政策や課題などの歩みをまとめる。

#### 2. 多文化家族への認識改善のための多文化理解教育

多文化理解教育とは，国民に対して多文化理解の改善の教育を行うことである。

2011年末，韓国では国民多文化受容度調査

14) 女性家族部HP, [http://www.mogef.go.kr/eng/sub01/sub1\\_4\\_1.jsp/](http://www.mogef.go.kr/eng/sub01/sub1_4_1.jsp/), 2016年11月30日アクセス。

を実施し、100点満点に換算した得点の51.17点を得た。翌年、青少年を対象に、多文化受容度調査を再度実施し、60点台の得点で、若者の多文化に対する受容度は若干高いことがわかった。とはいえ、OECDの平均点（70点台）に比べ、韓国の場合半分にも及ばない（韓国は30点台）<sup>15)</sup>。国民の受容度が低いことを問題視し、2012年から国民全体に対し、多文化理解教育をスタートさせた。国民多文化受容度調査は3年ごとに実施している。

また、2011年の調査結果によれば、国民の76.1%が多文化関連の教育を受けた経験が全くないあるいはほとんどないと回答しており、多文化関連の行事に参加したことがないという回答も82.4%に達していたことがわかり（女性家族部、2012）、多文化認識改善事業を担う人材として多文化理解教育専門講師を育成するに至る。講師養成プロセスとしては、公開募集による書類審査を経た後、支援課で実施する一定の教育課程を履修した後に、資格が与えられ、多文化教育に関する諸活動が認められる。支援課では、大学や研究機関の専門家の諮問による教材作成ならび育成教育を担当する。2012年から2015年現在まで、全国で計240人の講師を養成し、HP上にその情報を公開している。

さらに、多文化認識改善の事業に関して、広報活動と地域多文化プログラム公募事業もある。広報にかかる予算は5億ウォン（所管部署は多文化家族政策課）であり、コマーシャル業者を選定し、委託する流れである。テレビで公益広告を流したり、新聞に多文化に関する広告を出したりしている。地域多文化プログラム公募事業とは、各自治体にある団体、NPOなど

の認識改善事業案を審査し、その経費支援する。全体の予算は10億ウォン前後であり、1団体につき、2千万ウォンの支援をしてきた。

### 3. 多文化支援事業の課題、政策の転換

多文化支援事業の財源は宝くじ基金の利益である。宝くじ基金はこれまで低所得者の社会福祉のために投入されていた。しかしながら、2007年より、政府は多文化家族支援基金としても利用するようになり、2012年頃その割合はさらに増え、ほかの（韓国人）低所得者側から反発を受けた。こうした反発を受けて政府として、さまざまな対策を採り、無駄な予算執行を防ぐ努力を講じた。対策としては、政府部署による重複支援事業を無くすことや、多文化家族に対してこれまで無償で与えていた優遇措置を見直し、一定基準以上の所得のある家族に対しては収入に合わせて有料で対応するようになった。

また、2007年頃の多文化支援政策は、結婚移住者の定着促進事業を中心に位置付けていたが、10年近く経ち、政府の視点は当然ながら方向転換がみられている。具体的には、結婚移住者の韓国社会への統合、生活が成り立つための自立支援、また、特に重要視されているのは、結婚移住女性と子どもの良好な親子関係形成と養育問題の支援、子どもを将来的にバイリンガルを操る人材に養成することなどが挙げられる。さらに、離婚率は依然として高いままであり、1人親家族の多文化家族の経済的な自立も重要な課題となる。

結婚移住女性の出身国の文化の違いによる多文化家族の葛藤やトラブルの違いに対しては、取り分け報告されておらず、結婚移住者の文化の違いによる異なる対策は講じていない。

15) OECDの資料に関して、機関のウェブサイトで公開している。

#### 4. 結婚仲介業の管理に関する法律

国際結婚斡旋仲介業者に関わる取締法は以下の変化がみられている。

2008年…結婚仲介業の管理に関する法律「結婚仲介斡旋業者取締法」施行

2010年 改正…結婚仲介業者は結婚相手に通訳、翻訳のサービスを提供しなければならない、また、韓国人側の個人情報に相手の言語に翻訳して提示するように規制した。

2012年 改正…結婚仲介斡旋業者の基本資金は2千万ウォンから1億ウォンへと引き上げた。登録された業者を自治体のHPに公開、開示しなければならない。相互の個人情報に関して、相手国および韓国双方の言語に翻訳済の公文書を提示しなければならない。個人情報の内容も拡大し、精神疾患を患ったことの有無や、犯罪歴なども載せなければならない。各種禁止条項も強化され、18歳未満者の紹介禁止、グループミーティング禁止（同時あるいは、時間をずらして2名以上に会わせることを禁止し、1対1のお見合いになるように設定しなければならない）。以上の改正により、多い時に1,500ヶ所ほどあった斡旋仲介業者は、500ヶ所まで激減した。

2015年2月 改正…各自治体の行政長は管轄地域にある国際結婚仲介業者に対して年1回以上実地調査をし、行政監査をしなければならない。女性家族部は標準契約書を作成し、仲介業者とクライアントの間に標準契約書を使用するように奨励しており、このような処置は不当な仲介料の請求や国際結婚上のトラブルにおける業者側の責任回避を防ぐためである。

#### 5. 多文化家族に関わる法律の策定の参照国

韓国は、日本の法律を参考にして多くの法律を策定した経緯があるが、多文化事業に関して

は日本では参考にできる法律がほとんどない。現在、多文化支援/移民政策について、欧米諸国の法律を参照しつつ独自に策定している。

(文責 賽漢卓娜)

#### 3.2.3 永登浦区多文化家族支援センター

対応者：カン ヒョンドク（チーム長）

訪問者：金、李、近藤、津田

日時：2015年9月8日、午後2時～4時

##### 1. 永登浦区多文化家族支援センターの紹介

ソウル市の多文化家族については、結婚移民者や婚姻帰化者も増えており、全体では約5万人在住している。永登浦区では、およそ5000人が在住する<sup>16)</sup>。2006年に東大門区にてソウル市初の多文化支援センターが開所し、25区のうち24区に多文化家族支援センターがある。

本センター<sup>17)</sup>は、2007年に設立し、政府から委託を受けて社会福祉財団が運営している。「世界が一つの家族として幸せな家族を創造する」というミッションで活動をしている。その事業内容としては、多文化家族の安定化のための専門事業と、地域社会の資源の改善がある。センターの利用者は、外国人すべてを対象とし、地区外からも利用可能である<sup>18)</sup>。

センターは、女性家族部の管轄で雇われている19名のスタッフで組織されている。その

16) 永登浦区は、中国(朝鮮族)が占める割合が高い。

17) 2007年に永登浦区結婚移民家族支援センターとして開設し、2008年に永登浦区多文化家族支援センターに改称した。

18) 多文化家族支援法では、韓国籍・外国籍の配偶者を支援対象とするが、センターでは外国籍移住者や子どもでも利用は可能である。設立当初は、結婚移住者のみに対象を限っていたが、当時は、外国人労働者は労働契約が満了すると帰国するという認識での政策であったという経緯がある。

うち5名の社会福祉士が常駐し、対応している<sup>19)</sup>。また、センター長と事務局長は、永登浦區総合福祉館の館長と事務局長が兼務している。その他に、通・翻訳を担当する非常勤スタッフが、週5日間で70時間業務に当たっている。就労相談については、労働部からの派遣スタッフが対応している。

## 2. 主要な業務内容

センターは、就業支援事業、家族支援事業、拠点事業の3部門に分かれる。それぞれの事業内容は以下の通りである。

### ① 就業支援事業

移住女性の就労のための教育や1対1の面談を行っている。教育プログラムの例は、韓国語教育、通・翻訳支援事業などが挙げられる。また就職実績は、製造業、免税店などのサービス業、通訳・翻訳業、外国語対応の通信産業などで<sup>20)</sup>、移住女性の多くは、二重言語能力が活用できる職場に就職する。

### ② 家族支援事業

子育て相談と支援、さらには、多文化児童の言語発達支援を行っている。具体的には、韓国語発達教育、バイリンガル教育、多文化家庭への訪問サポート事業、「メンタリング<sup>21)</sup>」、家族

相談および家族への教育<sup>22)</sup>、支援金の補助<sup>23)</sup>などを行っている。子どもの韓国語習得や韓国文化の理解促進、学習言語のサポート（現在は中国語のみ）、あるいは漫画やアニメを用いた児童のための認識改善クラスを行っている。

### ③ 拠点事業

ソウル市の拠点センターである本センターでは、さまざまな拠点事業を実施している。その一つの多文化認識改善事業では、結婚移住女性による壁画活動やナンタ<sup>24)</sup>公演等の奉仕活動を実施している。多文化家族を支援する対象ではなく、「共に生きる」地域の住民としての受け入れを目指した事業を行っている。

次に、職員の多文化支援ネットワーク構築と、力量強化のためにセンターの職員の教育を行っている。ソウル市の多文化家族支援の実務者たちが政策について議論する「多文化政策サポーターズ」の運営のほかに、少数言語<sup>25)</sup>の通・翻訳サービスを実施している。

## 3. 今後の課題と展望

センターの運営においていくつかの課題や展望が挙げられた。まず、センターの財政的な資金が十分ではないため、関連機関と連携して事業を行う必要があり、各機関との連携をさらに強化することが課題である。例えば、地域の保

19) いずれとも1年契約の職員であり、雇用形態は不安定である。

20) 日本のハローワークのように、多文化家族支援センターにおいても外国人向けの求人情報を提供しており、就労のための語学教育や基礎職能教育を行っている。職能技術教育に関しては、外部の教育機関と連携して支援している。

21) 「メンタリング (mentoring)」とは、移住間もない移住女性と先輩移住女性をつなぐ事業のことをいう。

22) 結婚移住者に対する理解を助けるための韓国家族に対する素養教育を行っている。

23) 具体的には、家庭内暴力からの避難女性の救済事業および子女のための奨学金事業を行っている。

24) ナンタ (NANTA) とは、韓国発のエンターテインメントショーである。台所用具を用いて韓国の伝統的な音楽が繰り広げられる。

25) ベトナム語・モンゴル語・ロシア語・タイ語でのサービスを実施している。

育園、学校、職業教育機関、さらには大企業が行う「多文化事業」等との連携である。

センターの最重要課題は、移住女性の就労事業である。その背景に、国際結婚夫婦の年齢差<sup>26)</sup>が大きく、将来的に家計を担うのは移住女性の可能性が高いため、移住女性のための就労支援は欠かせない。

その次が養育支援である。移住後2年間は、韓国語習得および生活全般に関する支援ニーズは高いが、それ以降はセンターを利用しない結婚移住者が多い。しかし、子どもの小学校入学を機に、担任教師から適応上の問題を指摘され、子どもの養育に関する問題意識が高まり、再び支援センターの利用を開始する。子どもの適応支援については、各校でも独自のプログラムが実施されている。本センターでは、学校への講師派遣や事例検討会が行われることもある。カン氏の見解として、中途入国児童（いわゆる「連れ子」）の適応については、他の多文化児童とは異なる課題がある。女性家族部でも中途入国児を対象とする政策はないが、類似事例を集めて共有し、必要な対応を行っている。特に韓国語が不十分な場合や、養父との関係形成が喫緊の課題だと考えられる。

（文責 津田友理香）

### 3.2.4 韓国移住女性人権センター

対応者：ハン クキョム（常任代表）

訪問者：金、李、近藤、賽漢卓娜、津田

日時：2015年9月9日、午後2時～3時半

#### 1. はじめに

韓国移住女性人権センター（以下人権センターと称する）は、韓国に居住している移住女

性の人権と福祉のために活動する非営利団体である。2000年の設立当時、韓国では外国人に対する政府の政策が全くない状況であった。そんな中、外国人労働者の人権問題が深刻化し、移住労働者を支援するための市民団体が多く設立された。ところが、その市民活動にジェンダー観点がないことに気づき、「外国人移住女性労働者の家」を設立したのが人権センターの始まりだった。現在は、設立当初から活躍してきたハン クキョム氏を含む3人の共同代表と、4人の事務職人で運営されている。組織としては、全国に6ヶ所の支部を持ち、移住女性のシェルター5ヶ所（うち4ヶ所は政府の支援金で運営）とソウル移住女性電話相談センターを付設として運営している。

センターの活動は多岐にわたるが、特に力を入れているのは、結婚移民当事者のエンパワーメントである。「生命・平等・平和を移住女性と共に」というヴィジョンの元で、人権保護事業、教育文化事業、政策開発事業を行っている。センターで行われている事業を簡単に紹介する。

## 2. 人権センターの活動

### 1) 人権保護事業

移住女性の暴力被害、離婚、家族間葛藤が絶えない状況の中、人権センターでは、被害女性の相談活動と保護活動に最も力を入れている。2000年から続けてきた移住女性への相談活動は、2013年からソウル市の委託を受け、ソウル移住女性相談センターとして拡大し、相談部門の専門化と持続的支援を強化している。ソウル移住女性相談センターでは、二重言語が可能な移住女性相談員5人が常駐しており、「民主化のための弁護士グループ<sup>27)</sup>」の移住女性法律

26) 多文化カップルの中には20歳、40歳違いの夫婦もいる。

27) 「民主化のための弁護士グループ」は、1970

支援団と連携して法律支援をしている。また、人権問題に対処できる人材育成も毎年行っている。

韓国初の移住女性のためのシェルター運営は、現在全国5ヶ所に広がり、被害女性と子どもたちへの居場所を提供している。法人シェルター協議会を結成して、運営と支援活動について互いに議論し、移住女性の人権向上を図っている。また、年に1度は、韓国人夫に殺害された移住女性のための追悼行事を行っている。結婚移住女性が殺害される事件は、毎年発生していて、昨年も8人の女性が殺された。

対外連携活動として、本国に帰国した移住女性の現地での実態調査なども行い、帰還女性のための現地相談員養成教育を、国連人権政策センターと共同で2013年から2014年にかけて行った。移住女性の人権問題を改善するための調査活動を通して、政府への政策アドバイスや改善運動を主導している。

## 2) 教育文化事業

教育文化事業には、大きく移住女性のエンパワーメント事業と移住女性コミュニティ活性化事業がある。移住女性エンパワーメント事業には、二重言語を行使できる相談員養成に取り組み、2014年には、性暴力相談員教育を修了者38名のうち11名の移住女性が教育を受けた。移住女性人権専門家養成も行っており、2013年は102名が、2014年には85名が教育を受けた。DV相談員教育も毎年平均20名の修了者を養成している。

移住女性のコミュニティ活性化には、韓国語教室と文化活動がある。人権センターでは、設

---

年代から80年代までの韓国の民主化運動の中で人権運動に参加してきた若き弁護士たちによって1988年に結成されたNGOである。現在、約700人の弁護士が会員となっている。

立初期の韓国語教室を重点事業として実施してきた。しかし、2008年多文化家族支援法施行によって各地に多文化家族支援センターが設立され、そこで韓国語教育が行われるようになってからは人権センター内の講座はシェルター入所者だけを対象に改編した。2003年からは、梨花女子大学のサークルと連携し、移住女性と子どものための家庭訪問教育を行っている。毎年、1対1のペアをつくり、合計20家庭を訪問している。学生たちは異文化を学び、移住女性たちは韓国語を学ぶ。また、「人権をテーマとして学ぶ韓国語」の教材を開発し、韓国語を学びながら、移住女性自身の権利について知る機会を与えている。

その他、文化活動としては、春の遠足、秋の運動会、移住者の日の記念パーティなどを行っている。

## 3) 政策開発事業

人権センターの政府政策モニタリングは、これまでの移住女性政策の制度変更に大きな役割を担ってきた。韓国で1998年から施行されている「家庭暴力犯罪の処罰に関する特例法」に、2006年外国人も含むことになったのも人権センターの活動の成果だった。2004年以前は、配偶者ビザの移住女性は離婚と共に帰国しなければならなかった。それについて、法務部に問題提起、抗議をすることで、2005年には婚姻の破たんの事由が移住女性になれば滞在延長ができるように法律が変更された。その後も、移住女性の就労権を保障するように提言したのも人権センターであり、離婚後の移住女性を生活保護（基礎生活受給者）の対象にするべきであると提言したのも、当センターでの仕事であった。結果、2007年から韓国人配偶者との間で子どもがいる移住女性の場合は、生活保護を受けることが可能になった。

1年に1回政策シンポジウムを行い、政策案をつくって、政府に提言してきた。国内法や政策を変えるために、継続的に国連の人権委員会に参加して報告書を提出している。人種差別撤廃/性差別撤廃委員会の勧告を政府政策に反映するように提言し続けてきた。国連の勧告を受け、韓国では2012年から、結婚移民者配偶者身元保証制度を廃止した。夫の身元保証が必要なくなった。

### 3. 政府政策の人権モニタリングを続ける

最近の政府は、民間のNGOが行っていたさまざまな移住者支援を、次第に政府事業化にしている。移住女性のための24時間緊急相談センターもそうであった。女性家族部は、2006年11月に移住女性の人権を保護し、母語での相談を受けられるように移住女性緊急電話1577-1366を設置、最初の2年は人権センターが委託を受けて運営していたが、2009年には女性人権統合機構である「韓国女性人権振興会」を設置し相談業務が移管した。他方、2011年には官民協力事業として結婚移民者の生活適応に関する相談電話、「タヌリコールセンター」がつくられたが、2014年には、移住女性のための緊急コールセンターとタヌリコールセンターが一元化された。その過程の中で、人権センターを始めとする女性人権団体や移住女性コミュニティは、統合によって移住女性の人権問題がおろそかになっていくことへの懸念を表明したが、政府は事業の重複による予算浪費の指摘への改善を優先した。政府のこのような動きは、市民運動側の変化にもつながっている。2000年代初めに移住女性の人権問題を、共に戦ってきた市民団体の多くが、「多文化家族支援センター」の委託業者に変わったことで、1つの声を出せなくなった。ハン代表は、「今では、

人権センターだけが孤独な戦いをしている」という。

2005年法律の制定をめぐる議論では、韓国の移住者対策が「開かれた多文化社会」を志向するものがあったが、今の政策の焦点はもっぱら「少子高齢化政策」、「家族福祉政策」となっているとハン代表はいう。「その限りでは、人権問題には対処できない」という代表の指摘にはうながされた。「少子高齢化」や「労働力不足」という当面課題に対して、外国人労働者の受け入れが言及されている昨今の日本でも、韓国の先行した取り組みの是非は、示唆するものが大きい。「共生」という言葉を真剣に考え、移住者の人権に配慮した制度や社会環境づくりが先行されなければならない。人の権利としての「幸福追求権」は移住女性側にもある。それを守ることが「共生」であり、「人権福祉」であるとハン代表は何度も強調した。真の共生のために戦う人権センターに多くを学べる機会であった。

(文責 李善姬)

#### 3.2.5 ソウル移住女性足場（社会福祉法人）

対応者：ジョン イェリ（事業チーム長）

参加者：金、李、近藤、津田

日時：2015年9月7日、午前10時～12時

##### 1. 設立目的と運営組織

韓国では、2000年代に入ってから国際結婚による移住女性の急増に伴い、家庭内暴力（以下、DV）を受けた移住女性も増え<sup>28)</sup>、人権保護

28) 韓国家庭法律相談所（2014）によると、外国人妻たちの離婚相談の事由としては、婚姻を継続できない重大な事由（アルコール依存、配偶者からの離婚強要、経済的葛藤など：166名、34.0%）が最も多く、それに次いで多いのが家庭内暴力（133名、27.2%）である（出所：<http://lawhome.or.kr/law1/sub07/detail.asp?>



表8 出身国別入所者の延べ人数（2015年9月現在，単位：人）

出身国	ベトナム	カンボジア	フィリピン	中国	ネパール	その他	計
人数	26	8	6	6	3	3	52

表9 出身国別入所者の延べ人数（2015年9月現在，単位：人）

年齢	0-1歳	1-2歳	3-4歳	5-6歳	7歳以上	計
人数	1	6	23	18	12	60

の観点から大きな社会問題となっている。「ソウル移住女性足場」は、社会福祉法人・サレージオシスターズがソウル市からの委託を受け、2010年11月に開館した。「家庭暴力防止および被害者保護等に関する法律」の第2条2項<sup>29)</sup>に依拠して暴力被害移住女性が長期に亘って居住しながら自立支援を受けられる支援施設として設立された韓国唯一の機関である。そして、暴力被害の移住女性と同伴家族の自立・自活に必要な職業訓練ならびに就業・創業支援と同伴子女の健康な発達・成長のための全人的な教育支援を行っている。

運営組織は、院長（1名）、事務局長（1名）、行政・会計（1名）、施設管理（1名）、相談・生活支援（2名）、自活支援（2名）、保育士（1名）

board\_no=450&board\_seq=0&board\_code=1&searchtype=&searchword=&page=1/, 2015年10月15日アクセス）。

- 29) 「家庭暴力防止および被害者保護等に関する法律」の第2条2項により、保護施設の種類として①短期保護施設（被害者等を6か月の範囲で保護する施設）、②長期保護施設（被害者等に対して2年の範囲で自立のための住居便宜等を提供する施設）、③外国人保護施設（配偶者が大韓民国の国民である外国人被害者等を2年の範囲で保護する施設）、④障害人保護施設（「障害人福祉法」の適用を受けた障害人の被害者等を2年の範囲で保護する施設）を設置・運営するように指定している。

の常勤者ほかに、当センターで実施している各種支援プログラムの非常勤スタッフ（17名）で構成される。施設運営費ならびに総事業費、入所者たちの生活費などの全額が中央政府とソウル市から支援される。

## 2. 入所資格と入退所者現況

全国からの離婚しているあるいは離婚調停中の暴力被害移住女性とその同伴家族が入所対象であり、17所帯の収容が可能である。入所にあたっては、シェルター機関長からの推薦と当センターの「入退所選定委員会」の審査を受ける必要がある。年少の同伴子女を持つ希望者が優先的に入所可能であり、1年半から最大2年間自立・自活支援を受けられる。開所以来の入所者の延べ人数は、移住女性が52名、その同伴子女が60名の計112名である。入所者の出身国別の内訳とその同伴子女の年齢別内訳は表8と9を参照されたい。

そして、これまでの退所者は延べ36人であり、その出身国別内訳と職種別の就業内訳は、表10と11を参照されたい。

## 3. センターにおける支援事業

入所者の自立・自活に向けての支援事業は、職業訓練、生活支援、同伴子女支援、退所後管理事業に大きく分けられる。

### 1) 職業訓練事業

表10 出身国別退所者の延べ人数（2015年9月現在，単位：人）

年齢	ベトナム	フィリピン	中国	その他	計
人数	18	5	4	9	36

表11 退所者の就業内訳（2015年9月現在，単位：人）

職種	裁縫	通翻訳/事務職	調理師	その他	計
人数	11	10	1	14	36

職業訓練は，①入所初期の適応過程（1ヶ月；心理・情緒的安定を図る期間），②職業探索教育（3～6ヶ月）<sup>30)</sup>，③就・創業教育（6ヶ月～1年；外部専門訓練機関と連携しての専門的職業訓練期間），④インターン教育（3ヶ月；現場における実務経験期間），⑤退所準備（3ヶ月；退所後の住居支援ならび地域の支援機関との連携による諸生活基盤の整備期間），⑥退所後支援（1年；安定した自立・自活のための支援期間）の順に進められる。

## 2) 生活支援事業

離婚調停や在留資格関連の法律的支援など基本的な生活基盤の安定を図るための支援のほかにも，韓国社会での適応および自活を可能にするための経済教育，生涯周期教育，韓国語教育などを実施している。さらに，入所者たちの同伴子女との肯定的な親子関係を強化するために子育て相談や親子活動プログラム（誕生会・キャ

ンプ活動など）を実施している。

## 3) 同伴子女支援事業

同伴子女の多くが小学校就学前の幼児・児童である。入所者の職業訓練を可能にするために地域の保育所と連携して保育サービスを提供している。また，小学生の同伴子女に対しては，放課後学業支援サービスならび趣味活動（ピアノ，タップダンスなど）を支援している。また，韓国語の発達が著しく遅れている児童に対しては，地域の多文化家族支援センターと連携し，多文化言語発達指導士<sup>31)</sup>による言語発達支援を行っている。

## 4) 事後管理事業

センター退所後職場ならび地域社会での適応を支援するために定期的な戸別訪問を実施している。また，ホームカミングデイの開催や退所者による自助グループ活動の支援を行っている。

（文責 金 愛慶）

30) 入所者は，センターの職業探索教育プログラム（バリスター，パティシエ，調理師，裁縫，宝石細工などの技術系の職業訓練）に週2回（各3時間），3か月以上参加し，個人の適性を見極めた後に，就・創業教育分野を決定する。このほかに，職業探索教育の基本教育としては，毎日3時間ずつの韓国語教育とパソコン教育（ワード，エクセル，パワーポイント）を受ける。

31) 多文化家族支援センターの言語教室で多文化家族子女の意思疎通問題をアセスメントし，言語発達支援教育を提供している。センターへのアクセスが不自由な家族に対しては訪問指導も行っている。全国で約300人が現在活動している（出所：雇用情報院職業研究センター <http://www.work.go.kr/>，2015年10月15日アクセス）。

### 3.3 光州地域における調査報告

#### 3.3.1 光州市光山区 福祉文化局

応対者：チェ クァンクック(女性保育課, 課長)  
チャン ギョンミ(多文化政策チーム,  
チーム長)

訪問者 李, 馬, ダアノイ, 佐竹

日 時：2015年9月18日, 午後2時~5時

光州市西北に位置する光山区には4つの産業団地に1500企業が進出し、工場で働く外国人も多い。2009年以降、光州市の中で最多の外国人が居住するようになった。2015年1月1日の時点で光州市全体の外国人住民の割合は1.8%であり、全国の3.4%より低いが、光山区では3.2%である。区人口39万人中、12,712人が外国人居住者である。外国人の内訳は労働者、結婚、留学、在外同胞、その他である。性別内訳をみると労働者5,370人では男性4,496人、女性874人だが、結婚1,165人では男性113人、女性1,052人という具合に偏りがある。この点、次のような経緯がある。1988年全羅南道の松汀邑と光山郡が光州市に編入され、光山区が設置された。光山区は農業を主とする地域だったため、1990年代国際結婚の増加初期、農業に従事する韓国男性と外国人女性が多数結婚した。その後、産業団地が造成され、韓国男性労働者による国際結婚も増加したという経緯である。

ビザ資格は労働者、同胞訪問、配偶者、留学など、国籍は中国、同胞韓国人(中国からの朝鮮族)、ベトナム、中央アジア(高麗人<sup>32)</sup>、南

32) 高麗人とは、ソビエト連邦崩壊後の独立国家共同体(CIS)諸国の国籍を持つ朝鮮族を意味する。韓国の労働許可制による中央アジアからの外国人労働者の多くが高麗人である。高麗人の歴史については「申明直(2014)「多国家市民」としての高麗人研究：「多共和国ソ

部アジア(同)、フィリピンなどである。外国人を親とする子どもは1,946人おり、0歳から5歳が1,026人を占める。結婚移住女性1,907人の出身地は中国621人、ベトナム610人、フィリピン231人、韓国系中国人(朝鮮族)126人、カンボジア92人、日本86人などである。

外国人の増加に対して、光山区は光州市内のほかの4区に先駆けて、「多文化政策チーム」を立ち上げた。そして、地域の特性事業として3つの柱を立てた。1つ目は移住者の力量強化に向けた支援事業である。具体的内容として、2013年から洞(ドン=日本でいう町)の集まる会議に8か国の住民が参加するようになった。いずれも移住女性である。2012年には外国人住民施策委員会(16人構成)が結成され、施策を諮問・審議する。12人の韓国人、および4人の韓国籍を取得した外国人移住女性によって構成される。加えて、多文化家族支援センター(9月17日訪問)の運営支援も行う。光州市北区は活動をセンターに完全に委託するが、光山区は直接運営に関与する。

2番目の柱は多文化理解教育のための努力である。例えば、2014年には公開講座「グローバル社会—開かれた発言」を開いた。法務部(日本の法務省)が主催する通訳養成ワークショップにも協力した。地域住民および学生に対する教育も行う。結婚移住女性である母親が幼稚園で、母国の文化を紹介するといった活動である。

3つ目の柱は「共につくる温かい光山づくり」である。具体的には自助組織の支援があり、移住女性支援センター(ドリームスタートセンター=9月17日訪問)、労働者支援センターを支援する。お祝い事業もあり、外国とつながる

ビエト連邦人民」からの変遷、海外事情研究42(1), pp.121-140.'を参照されたい。

子どもの1歳の誕生会、高麗人の集団結婚式を開いた。高麗人向けの医療支援、お盆・サッカー大会もある。ベトナム人、モンゴル人の縫製教室、外国人労働者の多文化音楽バンドなども支援する。

柱以外の事業として、光山区は次の4機関を監督し、再委託をすべきかどうか決定している。多文化家族支援センター（2008年～）、外国人人力（＝労働力）支援センター、光山区ドリームスタートセンター、セナル学校（9月16日訪問）である。このうち、ドリームスタートセンターに関しては区の建物を提供し、賃貸料を払ってもらう。セナル学校とは協力関係にあり、光州市教育委員会が資金補助に当たる。

今後の課題は①多文化教育の重要性、②高麗人女性の居住対策、③人力支援センターの充実、④入国3～5年の結婚移民女性に向けた就労支援、⑤子女の保育支援である。推進計画として①について、幼稚園小中高を週5日巡回する講師を派遣予定。②では2015年、高麗人総合支援センターを開設した。③では、センターを通ずる合法労働者の支援がある。⑤では「高麗人村」保育施設を含め、保育医療支援を拡充。また、ドリームスタートセンターを通じて支援を継続。他に、犯罪予防・安全網の拡大もある。外国人、韓国人住民共に安全に暮らせることを目的とし、チームによる月1回の団体巡回、自治組織の夜回りを計画している。ゴミ捨てや喧嘩など文化的トラブルが背景にある。他方、多文化家族の離婚も増えている。結婚初期や危機カップル、希望するカップルに対して、相談や夫婦教育、夫への適応教育を計画している。この計画は多文化家族支援センターで実施すべきだが、国のマニュアルにはない特性（独自）事業なので、区が予算を準備する。

最後に、多文化家族法の制定についてどう思

うか、質問した。チャン氏は法ができてよかったという。政府がリーダーとして、施策やマニュアルをつくって提供する。下部機関がそれに従い、全国的に支援活動が行われるようになった。自治体だけの活動だと、支援の維持が難しいかもしれないから、とのことだった。

光山区にはドリームスタートセンター、セナル学校がある。そして、多文化家族支援センターの運営に関与し特性事業を入れ、国の事業を補い、より地域の特性に合ったプロジェクトを実施している。外国人住民の数が多だけに、活発な支援事業が展開されているようである。

多文化家族支援について、9月19日訪問した西区多文化家族支援センターにて、多文化家族事業チーム長・李明ラン氏から、国が一律に実施を求める基本的事業には国から予算が出るが、地域の実情に合った特性事業は自治体が負担するため、予算的負担が大きいとも聞いた。しかし、李氏も法の制定自体を評価する。体系的な支援ができるようになり、地域にきた外国人結婚移民も安心できるからである。また、19日西区のセンターが支援する「多文化食づくり」を訪れた際、43歳の韓国男性に会った。妻は中国出身で34歳である。結婚して8年で、7歳と5歳のお子さんがいる。彼は土曜日にお寺で開かれる「食づくり」には「全部参加している」という。彼にも多文化家族支援法について質問してみた。「法ができてよかった。やはり国の違いはあるから」という答えが返ってきた。

（文責 佐竹眞明）

### 3.3.2 GWANGSAN-GU MULTICULTURAL FAMILY SUPPORT CENTER

Interviewees: Park Suk-Hyeon, Program  
Team Leader,

Kim Juliet, Filipina/Korean Staff

Interviewers: Ma, Lee, Satake, Da-anoy

Date: September 17, 2015 10: 00~12: 00

This Support Center started as a Catholic Church endeavor in 2000 January. In 2009 January the Multicultural Family Support Center began until 2014 there was a cooking class and computer class, reading stories' class-educational programs. There is also a local community network, family counseling, language Support class, until 2014. From 2015 there are changes: Bilingual language, Gender equality, human rights, multicultural understanding, social integration program, parental guidance lectures/seminar, counseling, social networking/linkages, driving class by police officers, Korean language service, daily life Support service, translation service [Chinese, Filipino, Vietnamese], Children's language development skills' evaluation.

In 2015 there was a change of management of the center, from the Multi-cultural Center's management to the Ward's management, with funding from the district/ward's office, 30% of the budget comes from the district office, and 70% from the central government.

Activities: Korean Class, Caritas-Catholic church, cooking class of different nationalities, 1. Health Family Support Center, 2. Migrant Support Center [By Caritas].

Students: Vietnamese, Chinese, Filipinos, Thais, Cambodian, Syrian, Liberian

The center coordinated with the marriage migrants, originally catered to migrant workers and expanded to marriage migrant concerns.

Membership is required to avail of the

program, 1,000 members: Vietnamese, Chinese, Filipinos and Cambodian, Nepali, Thais, Uzbek [not this year], Syrian, Liberia-refugee status, men. Only documented are officially accepted in the program and included in the database. Still, they are welcomed to study Korean language and also in counseling. The center is expanding Support for the migrants and refugees.

A hundred persons come every day to the Center during the morning Korean classes. The afternoon is usually for cooking, cultural-related activities, musical, seminars on voluntarism, usually for two hours.

There is a gender-spouse seminar about the culture of foreign spouse for the Korean spouse, but the participation is low conducted by counselors. Mostly Chinese and Vietnamese attend, but few Filipinas attend because they have work. Translator also prepares power point to show to seminar attendees about certain cultural differences between Korea and Philippine culture.

They also have seminar on human rights or migrants' rights. The center also gives seminars on how to get on with daily life such as: what to do in times of death of a family member/husband.

Daily Activities:

Each day 100 people study Korean language, there's high satisfaction among participants. Five levels are attended by migrants and refugees as well.

In the afternoon, the center offers cultural seminars and the participation rate is lower than the morning sessions, and they work in

the afternoon, also they have to spend more for a whole day's activities such as lunch and snacks [in the case of Filipinos]. Vietnamese often attend the afternoon classes. About 20 Filipinos attend the morning classes, about 60 Vietnamese attend.

Every Wednesday, they have free medical service in the afternoon, 1:00-3:00 p. m. But, even though it is free, still few people come. Vietnamese are usually required to get/pass a level 2 language proficiency test to get a visa. In the case of Filipinos, speaking skills is enough and Level 2 Korean language proficiency tests have been a successful undertaking for them.

Problems:

Divorce is a problem because of cultural barriers among couples. The center also offers help and counseling for divorced women.

Additional information about "divorced Filipina" with two children, now living with a Filipino man, having financial problem with her maternity bills, the couple can't get Support from the center because of the partnership is not recognized. She's a Korean citizen. She has a child with the Filipino.

Chinese woman's case: wanted to work and left the elementary school child to her Korean in-law and came over for counseling.

Chinese single mother's case: called the center for counseling. She was advised to seek help from her peers here. The husband did not answer the call from the center.

Characteristics of the area:

Agricultural and industrial area. Fifteen

staff members are in charge of "door-to-door" Korean classes. Mostly for those who have been in Korea less than 5 years because they are far from the central area. Most clients are Vietnamese. One staff takes care of 4 clients, all Korean staff.

The center also has an employment/job counseling program. It doesn't always work well for migrants because they lack language proficiency. So, many of them can't stay longer in one company. There many factories in the areas where some migrants work.

Questions about Migrant Women involved in Multicultural Center:

The center has a group named, *Sharing blossom* which helps the Sister's Charity run by sisters including Filipina sisters and Pakistani sisters. This is a home for the elderly, women. The Sister's Charity is modeled after Mother Theresa. About 5 migrants [Chinese, Filipinos and Vietnamese] help wash the laundry for the elderly, every second Friday of the month. They also do some recreational activities for the elderly, including massaging them.

Translators' networking has been going on for a long time. There are 3 translators in the center: Chinese, Vietnamese, and Filipina. The Chinese translator is now assigned to the emergency cases due to the need and increasing number of cases involving Chinese migrants. The Filipina staff, Ms. Kim has migrated to South Korea as a marriage migrant in 1995 from Angeles City, Pampanga Province, Philippines. She has been working at the

Center for 6 years from 2009 to the present. She works 9: 00-5: 00 like other translation staff.

There are no self-help/independent organizations for all nationals. But, there is also a center in Buk-gu, and there's also a women's *Danuri* hotline call/emergency center, there's also a counselor accepting calls for emergency cases, in 12 languages.

On the other hand, there are actually loose networks of migrants groups in their respective areas. However, the presence of the center did not encourage independent networks to flourish.

There are small informal groups, but budget often constraints the sustainability of these networks. The Filipinos still have gatherings even without budget up to now. There was a time the district office gave some funds to encourage independent organizations to form, but when budget runs out, the groups dispersed. Chinese are more active in childcare education and seminar.

#### Opinion about the Current Multicultural Families Support Act

The staff (Park, Suk Hyeon) has a positive response about the law.

The translator, Kim Juliet, feels that the marriage migrants are not well informed about the laws pertaining to migrants' lives.

#### Does the center follow the protocol by the book?

Yes, and sometimes they extend as long as there's allowable budget available.

#### Comments by Da-anoy

It is invaluable to know that such programs exist to support the multicultural families in Korea. In which case, Japan can draw insights in creating appropriate programs and policies in support for multicultural families in Japan.

(Transcribed By Mary Angeline DA-ANOY)

#### 3.3.3 光山区多文化家族支援センター

応対者：パク スクヒョン (プログラム チーム長),

キム ジュリエット (フィリピン出身  
一通訳スタッフ)

訪問者：馬, 李, 佐竹, ダアノイ

日時：2015年9月17日, 午前10時~12時

この支援センターは2000年に始まったカトリック教会の活動が母体となった。2009年, 多文化家族支援センターとなり, 2014年まで料理教室, コンピュータ教室, 物語読み聞かせ教室といった教育プログラムがあった。地域社会ネットワーク活動, 家族カウンセリング, 言語支援教室もあった。2015年から変更があった。すなわち, バイリンガル教育, ジェンダー平等, 人権, 多文化理解, 社会統合プログラム, 保護者教育の講義・セミナー, カウンセリング, ソーシャル・ネットワーキング連携, 警察官による自動車運転講習, 韓国語サービス, 日常生活支援サービス, 通訳サービス (中国語, フィリピン語, ベトナム語), 子どもの言語発達の測定が行われるようになった。

2015年, センターの運営主体にも変化があり, センターの運営は区の運営に任せられるようになり, 予算の30%は区, 70%は中央政府から提供されるようになった。

活動：韓国語, カトリック教会 (カリタス修道会運営), いろいろな国の料理の調理。1. 健康

家族支援センター 2. 移住者支援センター(カリタスによる)

受講生: ベトナム人, 中国人, フィリピン人, タイ人, カンボジア人, シリア人, リベリア人。センターは元々移住労働者の支援をしていたが, 結婚移住者の問題にも関わるようになった。

プログラムに参加するには会員として登録する必要がある。会員数は1000人である。ベトナム人, 中国人, フィリピン人, カンボジア人, ネパール人, タイ人, ウズベキスタン人(今年はいない), シリア人, リベリア人難民がいる。合法的滞在者のみが正式にプログラムに受け入れられ, データベースに登録される。しかし, 超過滞在者も韓国語を学べるし, カウンセリングも受けられる。センターは移住者や難民への支援も行っている。

午前中の韓国語教室には毎日100人が出席する。午後はいよいよ料理教室, 文化活動, 音楽, ボランティア活動に関するセミナーが2時間ほど行われる。

また, 韓国人配偶者向けに外国人配偶者の文化に関するセミナーもある。だが, 出席率は低い。その他の活動には多くの中国, ベトナム人が参加するが, 仕事に就いているため, フィリピン人の参加率は低い。通訳者も韓国とフィリピン文化の違いについて, パワーポイント資料をつくることもある。

さらに, 移住者の人権教育も行う。家族や夫が亡くなった場合にどうしたらよいか, ということも教える。

#### 日常活動

韓国語教室については参加者の満足度が高い。5つのレベルに分かれて, 移住者, 難民が学習する。午後は仕事があるため, 文化活動への参加率は低い。水曜の午後には無料の診療があるが, それでもあまり人は来ない。フィリ

ピン人の場合, 1日活動に参加すると, 昼の食事やスナック代もかかり, 費用がかかるという理由もあるという。午前中, フィリピン人は20人, ベトナム人は60人参加し, ベトナム人は午後の活動にも参加する。

ベトナム人はふつうビザを取得するには, 韓国語2級を取得するように要求される。フィリピン人の場合, 話す能力も十分あり, 2級を取得するのは容易である。

#### 問題

夫婦における文化的障壁ゆえに, 離婚問題が生まれる。センターは離婚女性に支援, カウンセリングを提供する。ただし, 次のような例もある。韓国男性との間に2人の子どもを授かったのち, 離婚したフィリピン女性はその後, フィリピン男性と同棲した。彼女は韓国籍を持ち, フィリピン男性との間に子どもができた。だがフィリピン男性と正式に結婚していないため, センターから支援を受けられない。ある中国人女性は就業を希望し, 小学生の子どもを韓国の義理の親に預けたいので, カウンセリングに来た。別の中国人のシングルマザーがセンターに電話してきた。センターの同胞に助けを求めるように助言を受けたが, 韓国人の元夫は電話に出ない。

#### 地域の特徴

農工地帯である。15人のスタッフが戸別訪問して, 韓国語を教える。対象はほとんどベトナム人であり, 韓国滞在5年未満で, 区の中心から遠い地区に居住している。スタッフは全員韓国人で, 1人が4人を担当する。センターは雇用相談も行う。移住者は言葉の能力が不足し, 雇用が進まない。仕事の定着率も低い。なお, 移住者が働く工場は多い。

#### センターに関わる移住女性に関する事項

センターには「分かち合う花」Sharing



blossomというグループがあり、フィリピン人やバキスタン人のシスターが行う慈善活動を手伝う。慈善活動として高齢者の女性を受け入れる施設を運営しており、マザーテレサの活動に倣っている。第2金曜日に中国、フィリピン、ベトナムの移住者5人が高齢者の服の洗濯を手伝う。彼女らは高齢者へのマッサージを含め、リクリエーション活動を手伝う。

通訳者のネットワーク活動も長い。センターには中国、ベトナム、フィリピンの3人の通訳がいる。中国人移住者の案件が多く、中国人通訳者は緊急の案件に取り組んでいる。なお、通訳のキム氏は1995年にフィリピン中部パンパンガ州アンヘレス市から結婚移住し、韓国滞在20年に及ぶ。2009年発足時からセンターに関わり、活動歴6年である。通訳者の勤務は午前9時から午後5時までである。

外国人の自助・独立団体はない。しかし、北区にはセンターがあり、女性のダヌリホットラインがあり、12の言語でカウンセリングを受け付けている。

他方、各地の移住者団体の緩やかなネットワークはある。ただし、センターがあるため、独立したネットワークが育ちにくい。さらに、予算的制約もあるので、小さなインフォーマルな団体は長続きしない。フィリピン人は予算がなくてもよく集まる。かつて区が独立した組織を育てようとして、予算を提供したが、予算がなくなると、団体も消滅する。なお、中国人は子育て教育セミナーに熱心である。

#### 多文化家族支援法に関する意見

パーク氏は法律に好意的な評価をしている。他方、通訳のキム ジュリエット氏によると、結婚移住者は自分たちの生活に関連する法律について、十分な情報を提供されていない、とのことである。

センターは政府のマニュアルに従っているか？

はい。予算に余裕があれば、プログラムを追加する。

#### 記録者によるコメント

韓国において、こうしたプログラムが多文化家族を支援している、と知ることは極めて有意義である。日本はこうした事例から示唆を受け、日本で暮らす多文化家族に対する支援に向けて、適切なプログラム、政策を策定することができるのではないか、と思われる。

(文責 メアリーアンジェリン・ダアノイ)

(翻訳:佐竹 眞明)

### 3.3.4 北区多文化家族支援センター

応対者：ユ ボンエ (運営チーム長)、

佐藤 ジュンコ (家族生活指導師)

イ サンオク (社団法人移住家族福祉会理事長)

キ ジョンヒョン (同法人事務局長)、

ジョン ユンジョン (北区庁女性家族課家族福祉チーム)

訪問者：佐竹、ダアノイ、李、馬

日時：2015年9月16日、午前10時～12時半

韓国における外国人の流入が急増する中、光州市の北区にも国際結婚移住女性や労働者などの外国人居住者が増えてきた。北区は、光山区の次に外国人住民が多い<sup>33)</sup>。そのため、北区では光州地域における結婚移住女性の支援を目的に2005年7月、社団法人移住家族福祉会が光州移住女性支援相談センターを開設した。2008年に多文化家族支援法が制定されると、このセンターは北区多文化家族支援セン

33) 光山区:12,712 (男:7,223, 女:5,489), 北区:6,794 (男:2,932, 女:3,862) —「外国人住民現況調査」行政自治部, 2015.1.1

ター（以下、同センター）に指定された。また、2010年には健康家庭支援センターにも指定され、現在光州市にあるほかの3つの多文化家族支援センターにおける事業への支援および管理を行っている拠点センターでもある（2013年6月より）。

同センターの組織構成をみると、①拠点センターとしての事業、②センターの運営事業、③訪問教育の事業の3部門に約40人の職員が勤めており、そのうち9人の外国出身者が通・翻訳を担当している<sup>34)</sup>。また、訪問指導師15人中、中国出身者2人、日本出身者1人が活動しており、妊婦の産後ケアサービスには35人が従事している<sup>35)</sup>。同センターの建物中に、中国人がいる工房、日本人がいるマーケット、ベトナム人がいる食堂があり、この人たちもセンターの職員である。

支援プログラムの基本事業は、全国の多文化家族支援事業の内容と同様である。しかし基本事業以外に、特性化事業としての支援活動において以下のような点が注目される。

## 1. 就労支援に関して

本来、韓国語能力試験は留学生の大学入試や就労に必要なとされるものであった。しかし、韓国社会で就労を希望する結婚移住女性が増加し

ていることを背景に、2008年全国で初めて同センターで結婚移住女性を対象に韓国語能力試験を実施し、これまでの合格者は330人（2015年9月現在）に至る。そうして病院、市役所、出入国管理事務所などに就職できる資格証を持つことができた。特に北区には多様な国籍の労働者、結婚移住女性、留学生などが居住しているため、病院の一般的な受診および処方薬の説明から緊急手術にわたり医療通訳が必要な場合が多かった。そのため北区支援センターは光州全南大学付属病院と提携し、「アジア広報使節団」という名の下で、同センターの移住女性が通訳活動を行う場を作り上げた。現在は他の都市にある国立病院や専門産婦人科などにもこの医療システムが導入されている。

次に、同センターは運転免許、パソコン関連資格以外にも移住女性の希望によって、ベーカリーや食堂の料理人、バリスタなどの専門資格を必要とする仕事ができるように支援してきた。法人事務局長のキ氏によると、光州市におけるさまざまな公共機関や一般企業などから結婚移住女性を対象に講義などを行ってもらい、資格証を取得できるようにサポートしているという。これらは北区支援センターが光州広域市の地域社会と持続的にネットワークをつくってきた結果であろう。

また、産後ケアサービスを行う外国出身のヘルパーを養成・派遣する事業は同センターが提案し、採択されたプログラムであり、今年で6年目を迎える<sup>36)</sup>。この支援事業は結婚移住女性たちにとって希望する職に就くための、仕事の

34) フィリピン2人、ベトナム2人、モンゴル2人、中国2人、カンボジア（パートタイム）1人。全員が結婚移住女性であり、帰化者である。

35) 訪問指導師は支援センターに来ることができない移住女性を訪問し、母国語で情報提供および韓国語教育、児童養育の指導や家族相談などを行うプログラムである。妊婦の産後ケアサービスは光州市全体に居住している該当女性を対象に実施しており、ヘルパーはベトナムと日本の出身者が多い。

36) 毎年30人の結婚移住女性が60時間の教育を受けた後、サービスを申請した同国出身の妊婦のところに派遣される。勤務時間は午前10時から午後3時までで、約10万円の月給が光州広域市庁から支給される。

訓練ができる機会でもある。

## 2. 多文化家庭の子ども支援事業に関して

多文化社会の力量を強化するという目的で、結婚移住女性の「アジアソリモア（アジア声集め）合唱団」、多文化家庭の子どもたちが構成員である「ビッコウル（光の郡＝光州市を意味）子ども合唱団」を通じて、毎週母国および韓国の歌を練習しながら相互交流すると同時に、公演をしたり、大会に出場したりすることも多い。

また、多文化家族の子どもは学齢期が多く、学校暴力などの問題が深刻である。特に結婚移住女性の子どもたちは母親との関係が密接でない。さらに韓国語の発達的問題から学校生活においても適応能力が低い。そのため、同センターでは国際結婚家庭の子どもを対象に、相談および心理・情緒をケアするサービスがある。このダトクダトク（＝多talk 多talk）というプログラムは全国5ヶ所で実施されており、ここでは現在15人の子どもがサービスを利用している。また親の再婚によって韓国に入国した中途入国子女のために、一般の学校と同じ教育をマンツーマンで行うレインボースクールがある。ここでは学校教育と、韓国の文化および言語の教育を行っている。さらに、心理治療を通じて、情緒的に萎縮している子どもたちの自尊心を回復させ、学校へ復帰できるようにしている。2015年現在、11人の子どもたちがレインボースクールに通っている。しかし、これらは1年単位の公募事業で行われ、持続できるかどうかは同センターにかかっている。

現在、同センターを管理・監督する北区庁の家族福祉チームが、北区の多文化支援に関する全権を同センターに委任している。多文化家族支援事業の共通マニュアルにはないが、同センターにおいては地域に必要なプログラム開発に

力を入れていることが注目される。この努力は公募事業や師範事業センターとして指定されることの多さからも把握できる。北区多文化家族支援センターを運営する移住家族福祉会（社団法人）は今年創立10周年を迎える。法人事務局長のキ氏によると、これまでの北区多文化家族支援センターの多文化業績を今年出版する予定であるという。そうしてさらに多くの外国人に支援を広めると同時に、多文化に対する認識を改善していくことが期待できるのであろう。

（文責 馬兪貞）

### 3.3.5 光州移住女性支援センター

対応者：チョン ミソン（所長）

訪問者：佐竹，ダアノイ，李，馬

日時：2015年9月17日，午後2時～4時

#### 1. 概要

光州移住女性支援センターが位置する光州市光山区は、外国にルーツを持つ住民が約1万2千人で、光州市の中で最も外国人の人数が多い地域である。この地域の特徴としては、結婚移住者より工団で働く外国人労働者（約3,400名）と高麗人（約1,000名）が多いということである。そして、難民申請中の人でも240人ほどいる。韓国の「多文化家族支援法」は、行政が韓国人と外国人カップルの家庭を対象にさまざまなサービスを提供することを義務化した法律である。他方、外国人労働者や在外同胞として帰国した人々には、手厚い支援があるわけではない。政府の支援事業から漏れている外国人への支援事業は、もっぱら民間団体が担っているのが現状である。光州移住女性支援センターは、まさに政府の支援を受けられない移住者との共生を実践している民間組織の1つといえる。

所長，チョン ミソン氏から団体の設立の経緯，活動内容をお聞きした。

## 2. 幼稚園の先生から市民活動家に

20年間幼稚園の教師を務めた。10年ぐらい前にいわゆる「多文化家庭」の子どもが幼稚園に来るようになった。幼稚園に来た「多文化家庭」の子は、自分の外国出身の親を誇らしく考えることができず、情緒的に問題を抱え、社会適応も大変であった。ある日、幼稚園を卒業した1人の多文化家庭の子どもが、小学校に行き行方不明になった事件があった。その子の母親はインドネシア出身だった。学校から探してほしいという連絡が来た。その子は、母親のことでいじめられ、トイレの中で何時間も隠れていたという。子どもが自分の母親を誇らしげに思えるようにしなければならなかった。

そこから、この活動を始めた。周りの移住女性を集め、多文化講師として教育をし、幼稚園に多文化講師として派遣した。20年間働いていた幼稚園のネットワークを利用して、多文化講師派遣事業を行ったのである。あの時のインドネシア出身の母親は、今ではトップクラスの通訳士になっている。

母親を多文化講師に派遣する事業は、最初は教育庁に要求し、交通費ぐらいはもらえるようにした。講師費が無料だと聞いて、4時間に50ヶ所の学校から要請を受けたこともあった。現在は、公立幼稚園を中心に派遣している。すると、1回5万ウォンの謝礼はもらえる。

その他にも、移住女性のボランティアチームをつくって、地域の老人ホームなどで奉仕活動をした。移住女性も地域住民として地域活動に参加することで、多文化に対する地域住民の認識の改善を図ることができる。また、移住女性たちと9ヶ国の伝統民謡を歌い、CDを制作した。文化体育観光部の公募事業に応募して製作費をもらった。各幼稚園に配布して、多文化教育に役立てることが制作の意図である。

移住女性のシェルターも5年前から提供している。きっかけは、身体不自由な子どもを抱えたロシア人女性に、空いているアパートを住居として提供したことからだった。その後、DV被害で家から飛び出した移住女性と子ども、また、難民となった移住女性と子どもに居場所を提供した。2010年光州では、夫のDVから逃げてきた同胞の女性をかくまっていたモンゴル女性が、逃げてきた女性の夫に殺害される事件が起こった。その女性には、生後3か月の赤ちゃんがいて、1か月ほどその赤ちゃんを保護したこともある。

シェルターがある場所は、ちょうど工業団地の中である。親が仕事に行くと子どもたちの居場所になったりした。母が不法滞在で1人で子どもを育てる場合が多い。不法滞在の母。なぜこんなことになったのかということ考えた。夫の移住労働者も不法滞在なので、自分が逮捕されるのを恐れて子どもが生まれると女性と子どもを捨てる。生き場を失った移住女性と無国籍の子どもが増えてきた。

ある時、その母親らが出入国管理局に拘束されたことがあった。20人の子どもの名簿を出して自由に生きられるように人道的処遇を訴えた。センターで一緒に子どもを育てるという条件で母親らを釈放してもらった。「国連の児童権利保障」があるので可能だった。当時は、シェルターの部屋が5室あったけど、足りなかった。

現在、韓国には無国籍子どもが1万名（暫定的には3万名）といわれている。今後、無国籍の子どもをどのように保護するかは、これからより大きな社会問題になるだろう。

ただ、シェルター運営には問題が多かった。政府の委託を受けてきちんとした管理の下でシェルターを運営していたわけではなく、入居者による自主的運営を試みていたが、入居者同

志の喧嘩が絶えなかった。ゴミ捨てなどで、近所の人ともめ事が起きた。シェルター運営には、本当に苦労した。1年半の間は、活動を辞めて、農業をやる決心をしたこともある。しかし、韓国人に利用され、自国民たちにも騙され、また妊娠して大変な状況にいる彼女らのことを思い、活動を再開した。少しだけの手助けがあれば、彼女らも立派な市民になれる。

無国籍の子どもは、病気になったら保険証がないため、高額治療を受けるしかない。区の保健所に行けば、予防接種ぐらいいは無料でやってくれる。深刻な場合は、社会機関とか、市やキリスト教関係の病院にもみてもらう。

2012年には、他の外国人支援団体との連携で、正式に「乳幼児移住者ケアセンター」を開所した。韓国国籍を持たないことで、どこにも入ることができない無国籍の子どもと移住者の子どもの保育をやっている。そこで、保育士として勤務するのは、6人のさまざまな国出身の移住女性である。移住女性が保育を担当する理由は、母親と子どもの言語や文化に配慮するためである。

### 3. 社会の底辺にいる移住者との共生

チョン所長は、活動の10年間無報酬で働いている。むしろ、自分のお金や不動産を使ってどこからも支援を受けることができない移住女性と子どもを支援している。使命感なしではできない仕事ではない。移住女性のエンパワーメント事業も行っている。駅の中にカフェを運営、移住女性の職場を提供している。所長には、より大きい夢がある。韓国での小さな支援活動が野花のように広がり、アジア規模のNGO活動になる夢である。実際に、所長の支援を受けたネパールの女性が、国に帰ってから貧しい子どもたちの支援に携わっている例もある。

韓国社会は、2007年の在韓外国人処遇基本法と2008年の多文化家族支援法を制定し、外国人受け入れ社会となった。外国人労働者の受け入れにおいても、以前の産業研修生を廃止し、雇用許可制を施行しており、外国人労働者の数は何倍も増えた。しかし、その中でも周辺化する移住者がいる。難民化、無国籍化する人々を韓国社会は、今後どのように包摂していくのだろうか。

(文責 李善姬)

## IV. おわりに

韓国の多文化家族支援を所轄する行政機関および関連支援団体に対するインタビューを通して、韓国では中央行政機関の監督・指導の下、地方自治体では地域の特徴に合わせた多文化家族支援事業を推進している現況が確認できた。多文化家族支援政策を実践する各種支援団体のほとんどが従来から外国人支援を行っていたNPO・NGO団体が母体となっており、行政機関からの委託を受けて運営されていた。また、各支援機関の実務者には、韓国人の専門スタッフのほかにも、多くの移住者がスタッフとして支援の実務に当たっていることも非常に印象深い。移住者による当事者支援は、被支援者との言語的・文化的な障壁が相対的に少ないことからラポール形成が容易であるほか、円滑な意思疎通による的確な支援を可能になる長所があるといえよう。

韓国の学界からは、多文化家族に偏った外国人支援政策であるという批判や多文化家族支援事業が各部署別に運営されていることによる類似した重複事業が多いこと(이 상윤, 2014)、多文化家庭の経済的能力に関係なく一律に支援するなど‘温情主義に基づく施恵の福祉政

策’であり、韓国民に対する逆差別につながるという批判を呼ぶようになったこと（김혜순, 2010）が指摘されている。このほかにも、多文化家族政策に対する正当性の基盤を結婚移民女性が売買婚の犠牲者であるという人権問題に置いて政策を進めてきたことにより、多文化家族は支援すべき可哀そうな存在というイメージが韓国社会の中で固着化していく問題点も指摘されている（이종두・백미연, 2012; 황정미, 2014）。

このような批判はあるものの、多文化家族が直面する諸問題を当事者だけの問題として放置するのではなく、国家的次元で法的基盤と支援システムの整備に積極的に取り組んでいることは評価に値する。第1次多文化家族基本計画では、移住初期の社会適応支援や韓国社会への統合を目指した支援システムを整備することに重点が置かれていたが、第2次基本計画では、さまざまな批判を踏まえた新たな政策課題が加わっている。具体的には、国民意識の改善を図る政策が強化されたほか、「多様な文化が共存する多文化家族の実現（7課題）」が新たな政策領域として明示され、多文化家族子女に対するバイリンガル教育への取り組みがみられるようになるなど、多文化家庭における相手国の文化への尊重と共存をサポートする政策が加わるなど、政策的な変化がみられるようになったことも特記すべきことである。

日本における国際結婚は1970年代末から増え始め、国際結婚の数は2013年に2万1,488件と、全体の3.3%を占めており、数値を公開している1992年から2013年までの国際結婚累計総数は71万738件に上る（佐竹ほか, 2015）。日本では、帰化者を含む多文化家庭やその家族数に関する統計を取っておらず、その正確な数は把握できないが、外国にルーツを持つ多文化

家族の総数においては韓国よりも遥かに多いと推計される<sup>37)</sup>。

日本においても国際結婚家庭の問題に関連しては、韓国同様に国際結婚仲介業者による詐欺結婚斡旋の問題（初瀬, 2009）や、外国人妻への家庭内暴力（金・津田, 2015）などの人権問題のほかに、その子女に対するいじめや中途入国児の学校適応問題（李, 2011）などの 이슈が存在する。日本では1990年代以降のニューカマー外国人の増加によって外国人集住地域である東海地域や群馬県などの自治体が外国人集住都市会議を結成し国に支援を要請した結果、2006年総務省は「地域における多文化共生推進プラン」を公表するに至り（佐竹, 2011）、自治体レベルではニューカマー外国人への支援を充実させると共に、地域住民との共生を目指す多文化共生施策が展開されるようになった（近藤, 2011）。ところが、日本の多文化共生に関連した政策は国際結婚による多文化家族に対する支援というよりは、1990年代の日本の労働力不足を補うために受け入れた日系外国人に対する政策の色合いが濃く、国際結婚家庭の特殊性を考慮した政策とは言い難い。

韓国の多文化家族政策は、本格的に動き出してから僅か10年足らずであり、さまざまな試行錯誤を重ねながら毎年その施行計画にさらなる改善が加えられている。このような取り組みが可能になったのは、それを推進できる法的根拠や行政組織が整備されていることによる。日本と韓国の国際結婚をめぐる社会的な状況が全く同じではないゆえに、韓国のような取り組み方がそのまま日本にも適用できるという結論

37) 日本における国際結婚や多文化家族の状況に関する詳細については、佐竹ほか（2015）を参照されたい。なお、この推計は佐竹の調査結果に基づく。

は早計であろう。しかし、積極的な移民受け入れ国家ではない、民族的・文化的同一性が高いという点において日韓両国の状況は類似しており、韓国の積極的な実践的取り組みを観察することは、日本の多文化家族支援においても多くの示唆を与えると期待される。したがって、今後ともこうした韓国の取り組みについては注意深く観察し続ける必要があるだろう。

(文責 金愛慶)

## 参考文献

### 日本語

- 金愛慶 2011. 「韓国の多文化主義—外国人政策とその実態」佐竹眞明編『在日外国人と多文化共生—地域コミュニティの視点から』, 明石書店, pp. 265-276。
- 金愛慶・津田友理香 2015. 「日本における国際結婚家庭に関する心理的社会的支援—在日フィリピン人のDV被害者支援に関する一考察」, 名古屋学院大学論集 (社会科学篇), Vol. 51(1), pp. 265-276。
- 近藤敦 2011. 「多文化共生政策とは何か」近藤敦編『多文化共生政策へのアプローチ』, 明石書店, pp. 3-14。
- 佐竹眞明 2011. 「東海地域の外国籍住民と多文化共生論」佐竹眞明編『在日外国人と多文化共生—地域コミュニティの視点から』, 明石書店, pp. 15-46。
- 佐竹眞明・金愛慶・近藤敦・賽漢卓娜・李善姫・津田友理香・馬兪貞 2015. 「多文化家族への支援に向けて—概要と調査報告—」, 名古屋学院大学論集 (社会科学篇), Vol. 51(4), pp. 49-84。
- 初瀬龍平 2009. 「人権と国際結婚」アジア・太平洋人権情報センター編『アジア・太平洋人権レビュー 2009 女性の人権の視点からみる国際結婚』, pp. 8-17。
- 藤原夏人 2012. 「韓国における外国人政策関連法制」, 外国の立法, 254号, pp. 221-234。
- 李原翔 2012. 「中国系ニューカマー生徒の来日事情および適応課題について:中国系ニューカマー生徒の実態調査から」, 東京学芸大学紀要 (総合教育科学系), Vol. 51(4), pp. 3-41。

### ハングル

- 김 승권 외 2010. 「2009 전국 다문화가족실태조사 연구」, 보건복지부・법무부・여성부. (김 스킵스 오노 他 「2009 全国多文化家族実態調査研究」, 保健福祉部・法務部・女性部)
- 김 이선・김 민정・한 건수 2006. 「여성결혼이민자의 문화적 갈등경험과 소통 증진을 위한 정책과제」, 한국여성정책연구원. (김 이송・김 밍진 오노 他 「女性結婚移民者の文化的葛藤経験と疎通増進のための政策課題」)
- 김 혜순 2010. 「이민자 사회통합 정책 기초연구: 결혼이민자와 다문화가족을 중심으로」, IOM Migration Research & Training Centre Working Paper, 2010-05, pp. 1-41. (김 헤스 「移民者社会統合政策の基礎研究: 結婚移民者と多文化家族を中心に」)
- 민 무숙 외 2010. 「한국형 다문화수용성 진단도구 개발 연구」, 사회통합위원회. (민 무스 오노 他 「韓国型多文化受容性診断道具の開発研究」, 社会統合委員会)
- 설 동훈 2006. 「결혼이민자 가족 실태 조사 및 증강기 지원정책방안 연구」, 여성가족부. (솔 드문 「結婚移民者家族実態調査および・長期支援政策方案研究」, 女性家族部)
- 국무총리실・관계부처 합동 2010. 『다문화가족지원정책 기본계획 (2010~2012)』. (國務總理室・關係部署共同 『多文化家族支援政策基本計畫 (2010~2012)』)
- 여성가족부・관계부처 합동 2012. 『제2차 다문화가족정책기본계획 (2013-2017)』. (女性家族部・關係部署共同 『第2次多文化家族政策基本計畫 (2013~2017)』)
- 이 상운 2014. 「한국이민・다문화 정책 추진체계 현황 및 개선방안: 사회통합 측면의 탐색적 연구」, 충남대학교 사회과학연구, Vol. 25(3), pp. 175-

204. (이 산юн 「韓國移民・多文化政策推進体系의 現況および改善方案；社会統合側面の探索的研究」, 忠南大学校社会科学硏究)
- 이 종두·백 미연 2012. 「韓國의 특수성과 다문화정책」 윤 인진·황 정미 편 『韓國 다문화주의의 성찰과 전망』, 아연동북아총서, Vol. 20, pp. 201-233. (이 죠ンド우·베크 미욘 「韓國의 特殊性と多文化政策」 윤 인진·ファン 죠ンミ編 『韓國多文化主義の省察と展望』 亜研東北亜叢書)
- 전 기택 외 2013. 「2012 전국 다문화가족 실태조사 연구」, 여성가족부. (죤 기택 他 「2012 全国多文化家族実態調査硏究」, 女性家族部)
- 한 건수·설 동훈 2006. 「결혼중개업체 실태 조사 및 관리방안 연구」, 보건복지부. (한 건수·설 동훈 「結婚仲介業者実態調査および管理方案硏究」, 保健福祉部)
- 통계청 2011. 「2010년 혼인·이혼 통계」, [http://www.kostat.go.kr/portal/korea/kor\\_nw/2/1/index.board? bmode = read&aSeq = 246854/](http://www.kostat.go.kr/portal/korea/kor_nw/2/1/index.board? bmode = read&aSeq = 246854/), 2015年10月30日 액세스. (統計庁 「2010年 婚姻, 離婚統計」)
- 황 정미 2014. 「젠더와 한국 다문화주의의 재고찰」 윤 인진·황 정미 편 『韓國 다문화주의의 성찰과 전망』, 아연동북아총서, Vol. 20, pp. 146-197. (ファン 죠ンミ 「ジェンダーと韓國多文化主義の再考察」 윤 인진·ファン 죠ン 미編 『韓國多文化主義の省察と展望』 亜研東北亜叢書)
- 행정자치부 2015. 「결혼·이혼 통계 보고서」, [http://kostat.go.kr/portal/korea/kor\\_nw/2/1/index.board? bmode = read&aSeq = 335256/](http://kostat.go.kr/portal/korea/kor_nw/2/1/index.board? bmode = read&aSeq = 335256/), 2015年10月16日 액세스. (行政自治部 「結婚·離婚統計報告書」)
- 행정자치부 2015. 「외국인주민 현황 조사 보고서」, [http://www.mogaha.go.kr/frt/bbs/type001/commonSelectBoardArticle.do; jsessionid = J0zDqKwoSxPsMvK3mYIYQco3hmezNA2xMbaNUhFer2HjWgAA6166ivcCtKBmlAKy.mopwas51\\_servlet\\_engine1? bbsId = BBSMSTR\\_00000000014&nttId = 46327/](http://www.mogaha.go.kr/frt/bbs/type001/commonSelectBoardArticle.do; jsessionid = J0zDqKwoSxPsMvK3mYIYQco3hmezNA2xMbaNUhFer2HjWgAA6166ivcCtKBmlAKy.mopwas51_servlet_engine1? bbsId = BBSMSTR_00000000014&nttId = 46327/), 2015年9月21日 액세스. (行政自治部 「外国人住民現況調査報告書」)